

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	産業政策課	整理番号	1-5-2
許認可等の種類	協業組合の設立認可				
根拠法令条例等・条項	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項				
許認可等の概要	協業組合の設立認可				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>○中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第2項次に掲げる事項に適合していること。</p> <p>1 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反しないこと。</p> <p>2 事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。</p> <p>3 協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。</p>				
基準の制定根拠					
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね3週間(国と共管の場合は1か月)				
期間の制定根拠	認可申請書を審査するのに必要な期間				